

指名停止中の事業者一覧【海上保安大学校】

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋一丁目18番17号	R7.6.20 ~ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該業者は、建設業者から特定地下式PS設置工事の見積もり依頼があった場合は、それぞれ当該確認申請書の記載内容から、確認申請図採用メーカーが上記各社を含むいずれの業者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これらの行為について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から、違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表されたため。
住友重機械搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川一丁目1番1号	R7.6.20 ~ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該業者は、建設業者から特定地下式PS設置工事の見積もり依頼があった場合は、それぞれ当該確認申請書の記載内容から、確認申請図採用メーカーが上記各社を含むいずれの業者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これらの行為について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から、違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表されたため。
IHI運搬機械株式会社	1010901010608	東京都中央区明石町8番1号	R7.6.20 ~ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該業者は、建設業者から特定地下式PS設置工事の見積もり依頼があった場合は、それぞれ当該確認申請書の記載内容から、確認申請図採用メーカーが上記各社を含むいずれの業者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これらの行為について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から、違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表されたため。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	R7.6.20 ~ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該業者は、建設業者から特定エレベーター方式PS設置工事の見積もり依頼があった場合は、それぞれ当該確認申請書の記載内容から、確認申請図採用メーカーが上記各社を含むいずれの業者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これらの行為について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から、違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表されたため。
パナソニック株式会社	3120001236504	大阪府門真市大字門真1006番地	R7.7.18 ~ R7.8.18 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建設業法違反行為)	当該業者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことから、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けたため。
パナソニック産機システムズ株式会社	8010501032913	東京都墨田区押上1丁目1番2号	R7.7.18 ~ R7.9.17 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建設業法違反行為)	当該業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことから、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けたため。
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18 ~ R7.10.17 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建設業法違反行為)	当該業者は、令和7年1月31日、関東地方整備局長から建設業法第26条第1項の規定に違反したことによる監督処分(営業停止22日間)及び建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反したことによる監督処分(指示)を受けたため。
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水3丁目28番33号	R7.7.18 ~ R7.9.17 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建設業法違反行為)	当該業者は、令和7年1月31日、近畿地方整備局長から建設業法第26条第1項の規定に違反したことによる監督処分(営業停止22日間)及び建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反したことによる監督処分(指示)を受けたため。